

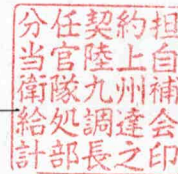
入札公告（建築一式工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

公告第64号

令和3年10月 6日

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 石山 秀一



1 工事概要

- (1) 187号建物内部改修工事
- (2) 工事場所 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1 陸上自衛隊目達原駐屯地
- (3) 工事内容 仕様書のとおり。
- (4) 工期 令和4年 1月31日まで。
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和01・02・03(平成31・32・33)年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「建築一式工事」及び「電気工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級(資格審査結果通知書の記3の等級)がD等級以上及び「電気工事」がC等級以上であること。
- (5) 平成17年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国内における建設一式工事又は電気工事の実績のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、建築一式工事及び電気工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。なお、当該実績が平成17年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつて

は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が 65 点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成17年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に配置できること。

ア 平成17年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号(28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 九州補給処調達会計部が発注した「建築 WEQ 工事」のうち、平成25年度以降令和2年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。))。

- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒842-0032 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1

陸上自衛隊 九州補給処 調達会計部契約課第2契約班

担当 舛井

TEL 0952-52-2161 内線2318

FAX 0952-52-3748 直通

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和3年10月 6日から令和3年10月15日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。の毎日午前8時15分から午後5時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。))

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和3年10月18日 午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和3年11月 9日 午後12時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年11月11日 午後13時30分

イ 場所 陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部 入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金

納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。
- (11) 契約書作成の要否
遅滞なく作成する。
- (12) 資料のヒアリングを行う場合がある。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (14) 開札時に代表者以外の者が参加する場合は、当日に委任状を提出するものとする。
- (15) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (16) 詳細は、入札説明書による。

表紙共9枚

187号建物内部改修工事

件名	187号建物内部改修工事				図面番号	1 / 9
図名	表紙	管理課長	営繕班長	管財	工事企画	担当
総務部長						
九州補給処 総務部 管理課						作成年月日 R3.9.30

- 1 件 名：187号建物内部改修工事
- 2 場 所：佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番1 陸上自衛隊目達原駐屯地
- 3 工事概要：

(1) 内部改修工事（壁面化粧羽目板張り等）	1式
(2) 電気設備改修工事（スポットライト照明等設置）	1式
(3) 機械設備改修工事（空調機移設等）	1式
4. 一般事項
 - (1) 本工事において特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。
 - (2) 本工事の実施に当たっては、関係諸法規を遵守すること。
 - (3) 本工事に使用する材料は、全て監督官の検査を受けた合格品のみを使用する。
 - (4) 請負者は設計図書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従う。
 - (5) 施工中における火災予防、労働安全及びび在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、汚破損した場合は、請負者は現場において速やかに復旧する。
 - (6) 請負者は現場の整理整頓、清掃を実施する。
 - (7) 入出門及び交通規制等、駐屯地内での行動は、駐屯地諸規則及び監督官の指示に従う。
 - (8) 本工事に際して本設計図書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施する。
 - (9) 本工事に際し、着手前、施工中、完成時、使用材料及び監督官の指示するところをカメラ（カラー）で撮影し、工事に写真帳（A4）に整理して監督官へ提出すること。
 - (10) 工事に伴う発生材は、金属屑以外のものについては、請負者処分しマニフェスト票（写し）を提出する。金属屑及び監督官が指示するものについては、発生材調書を作成し、官側に引き継ぐものとする。
 - (11) 本工事は原則として、官側の用水、電力の使用はできない。使用する場合は、仮設用メーターを設置し使用料を徴収する。
 - (12) 請負者は、下請業者と工事下請負契約を締結、工事を施工して完成させる場合は、着工前に公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律に基づき、施工体制台帳等を作成・提出し、監督官の点検を受けるものとする。

(1) 本社株主及び図面記載寸法は、標準寸法につき施工に際しては、細部を原寸確認し、事前に承認図を提出し監官官に承認を得て各作業を実施するものとする。

(2) 使用材料は、監官官に承認を得てから準備するものとする。

(3) 照明器具6灯及び熱感知器の撤去は部隊側で撤去を行う。天井化粧ボードについても、既設室内機周辺以外に以外は部隊側で撤去を行う。

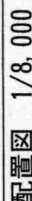
(5) 木工工事
ア 仮設置仕切は、シート間仕切（木下地）程度とする。
イ 壁面に設置する羽目板張りは、幅150mm程度とし、入隅・出隅・見切・幅木はメーカー仕様による集成材とする。

(7) 建具工事
軽量鉄骨壁下地は、65形とし、間隔は300程度とする。
木製建具は、面開きかまち戸とする。

壁紙は、JIS A 6921 (壁紙) により、ビニルAAクラス、防火性能2級とする。
 ビニル床タイルは、JIS A 5705 により室内は厚2mm、廊下は厚3mmとし、廊下のビニル幅木は高さ100mmとする。

(9) 電気工事
間接照明器具は、長さ1,200mm程度のLED照明器具灯をボックス内に設置するものとする。
アイスポットライトは、60W相当のLED露量としてライティンググレールを設置し取り付けるものとする。

(10) 機械工事
ア 室内機の移設については、既存の冷媒管等を使用し不足分を新設し設置するものとする。
イ ケーブル、ドレン管については、全て撤去し新設するものとする。
ウ 既存配管口は、クーラーキャップを取り付け、雨水が進入しないよう設置するものとする。
エ 空調機移設後、風速試験を実施し、正常に作動するかを確認するものとする。

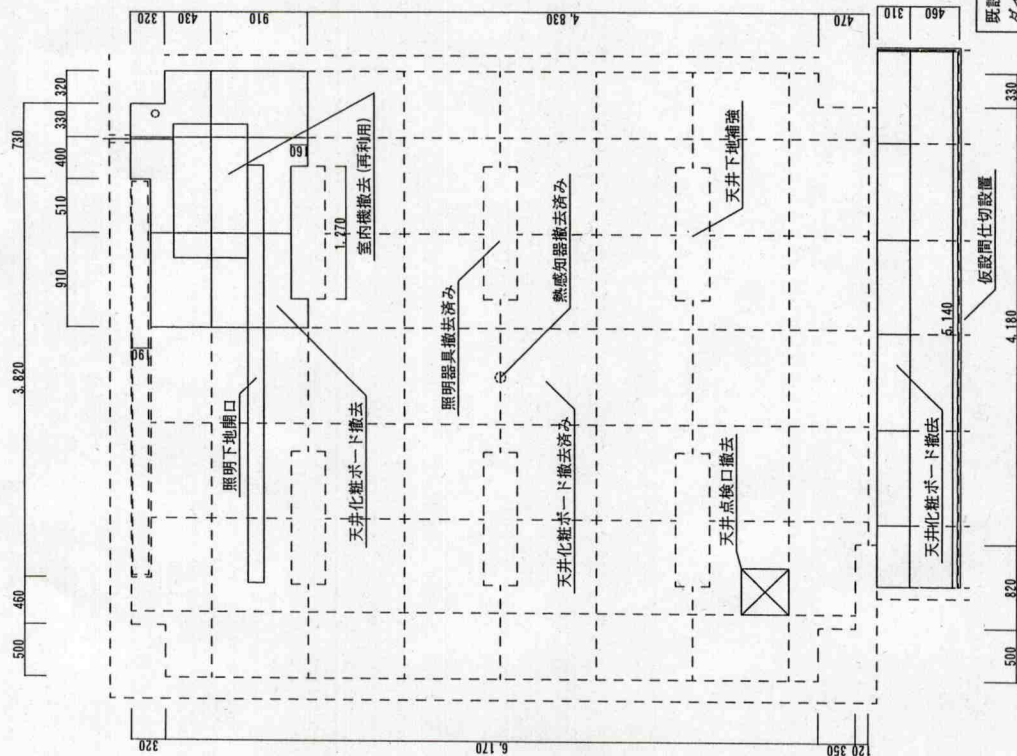


187号2階平面図 1/300

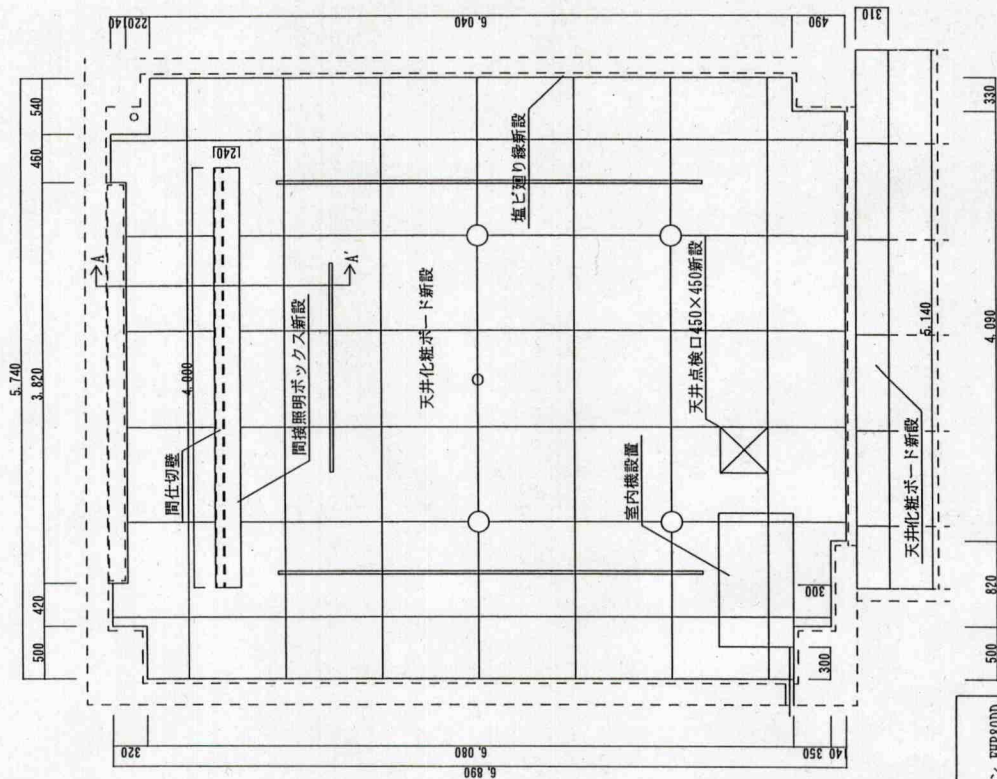
件名	187号建物内部改修工事	図面番号	2 / 9
図名	特記仕様書	縮尺	NS
図上内容 目録 表 扉 地 九州建設労務部管理課		R3.9.30	



件名	187号建物内部改修工事		図面 番号	3/9
図名	平面図		縮尺	指示
陸上自衛隊目建原駐屯地 九州補給処総務部管理課			R3. 9. 30	

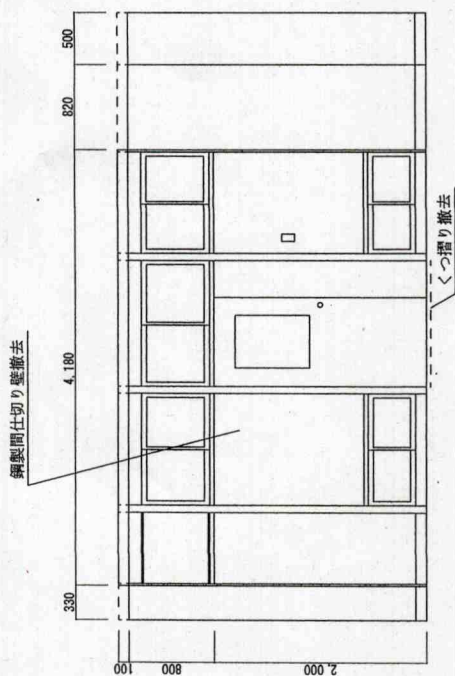


改修前天井伏せ図 S=1/50

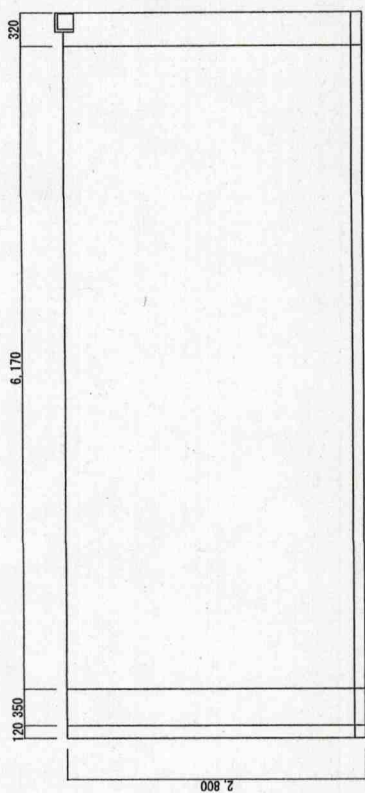


改修後天井伏せ図 S=1/50

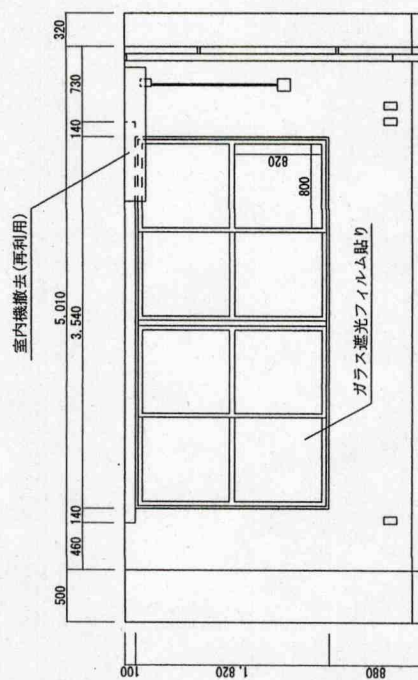
件名	187号建物内部改修工事	図番	4/9
図名	平面図	図尺	図示
陸上自衛隊目連庫駐屯地 九州情報処総務部管理課		図尺	R3.9.30



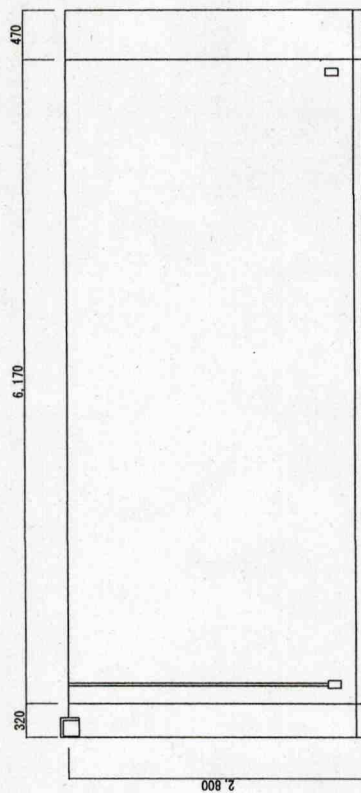
南面展開図 S=1/50



西面展開図 S=1/50

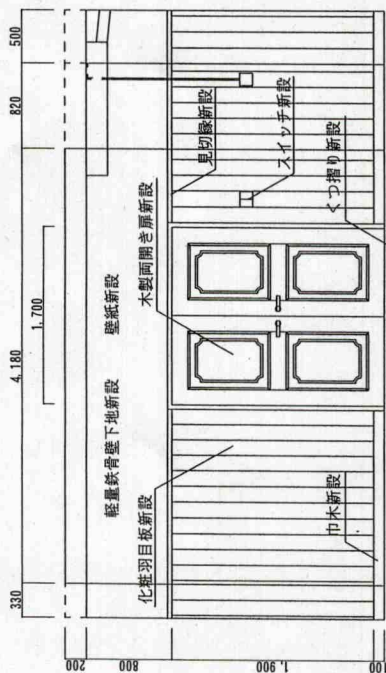


北面展開図 S=1/50



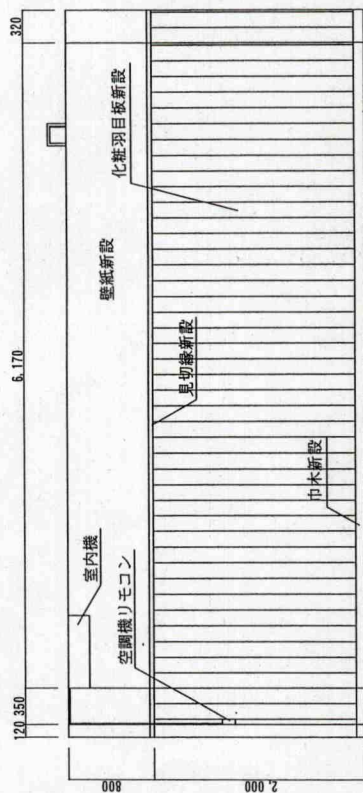
東面展開図 S=1/50

図面 番号	5/9	件名	187号建物内部改修工事
図尺	図示	図名	改修前展開図
		陸上自衛隊目連原駐屯地	九州情報処総務部管理課
		R3.9.30	

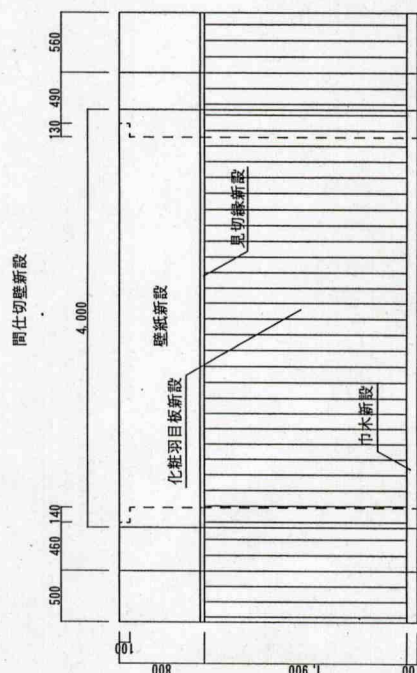


木製巾木新設

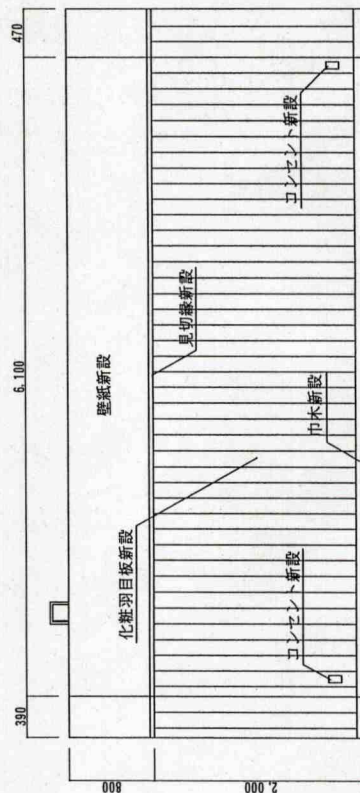
南面展開図 S=1/50



西面展開図 S=1/50

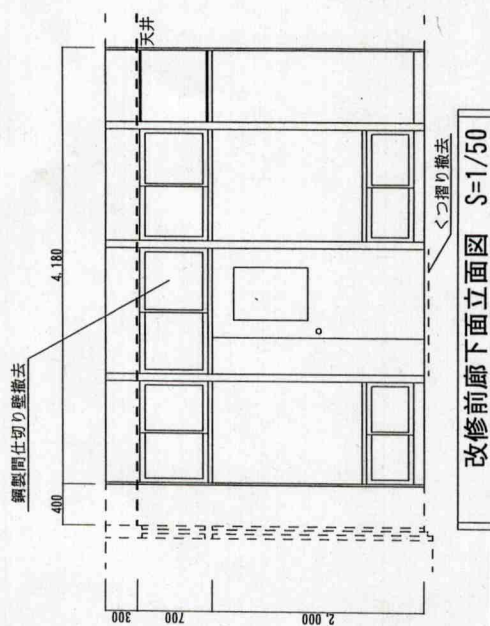
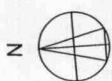


北面展開図 S=1/50

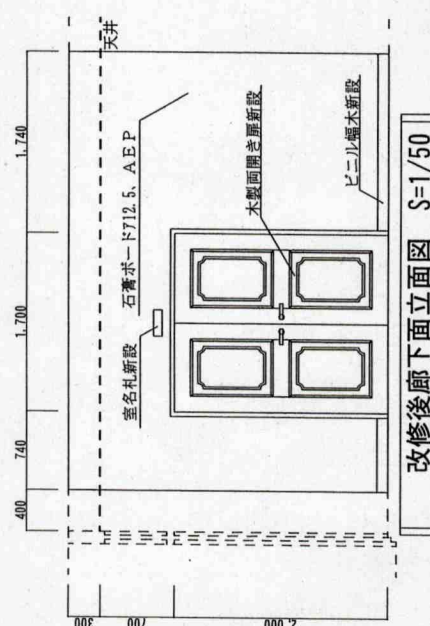


東面展開図 S=1/50

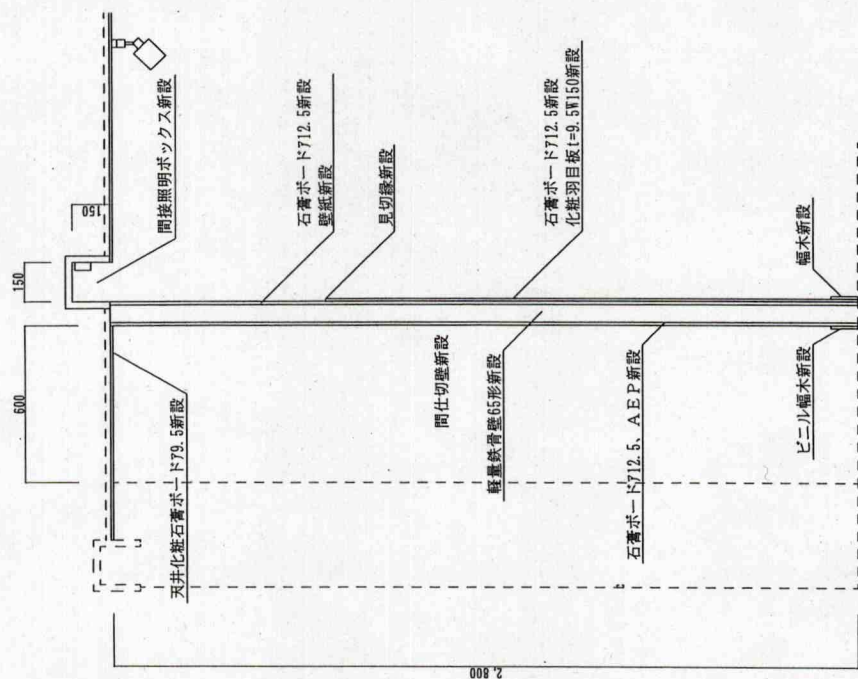
件名	187号建物内部改修工事	図面番号	6/9
図名	改修後展開図	縮尺	図示
陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処総務部管理課		図示	R3.9.30



改修前廊下面立面图 S=1/50

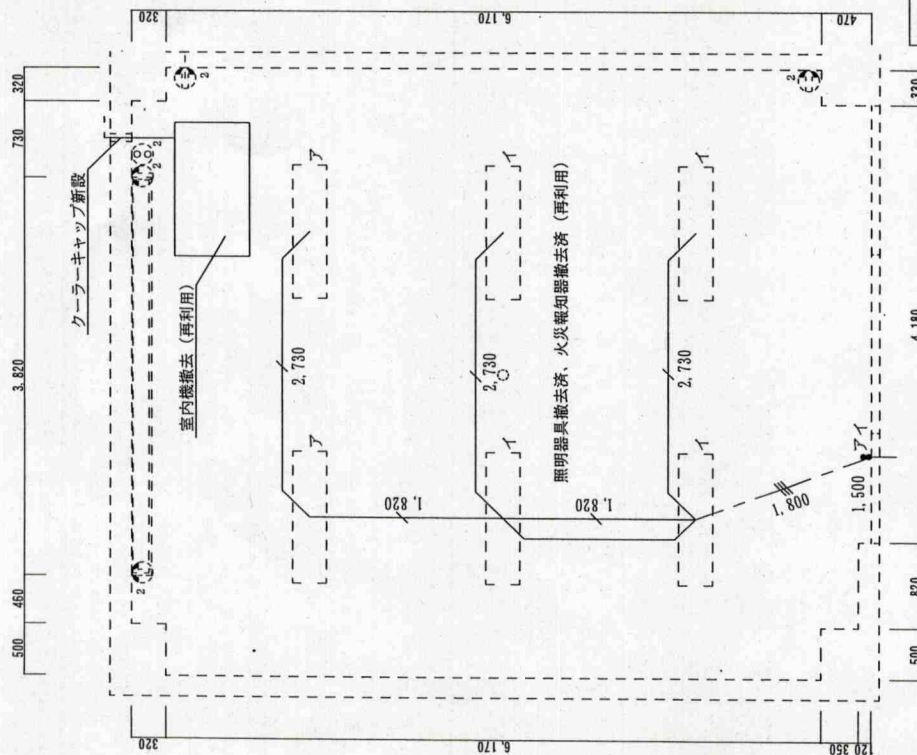


改修後廊下面立面图 S=1/50



室内新設壁A-A'断面图 S=1/20

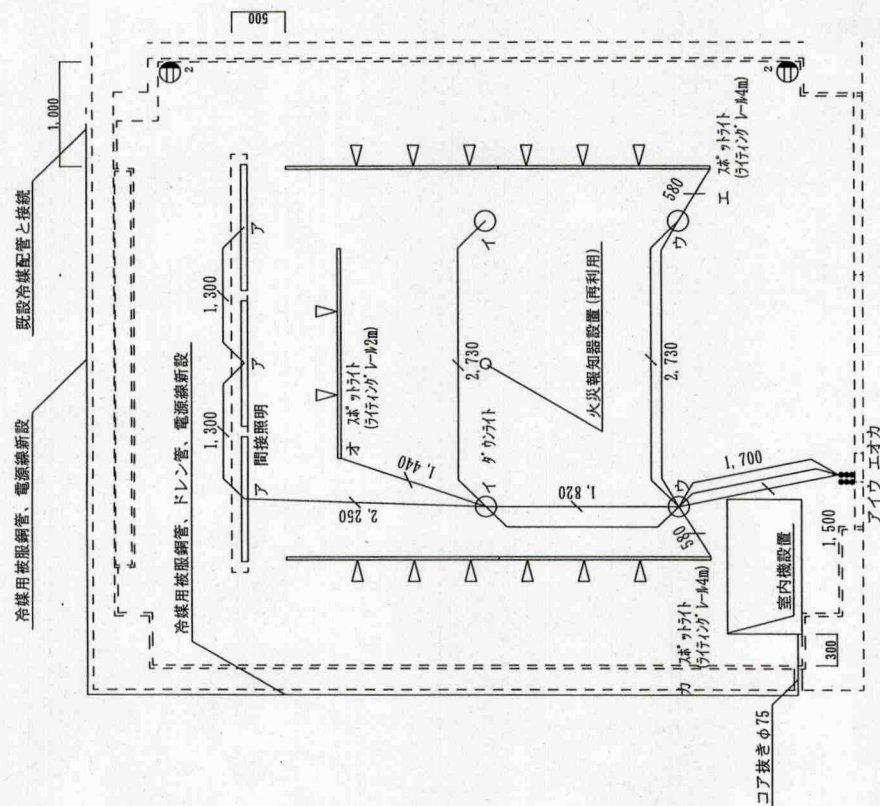
件名	187号建物内部改修工事	図面番号	7/9
図名	立面图	縮尺	図示
	陸上自衛隊目連原駐屯地 九州補給処総務部管理課		R3.9.30



既設室内機
ダイキン バックステージエアコン FHP800D
天吊り形 3馬力

改修前設備図 S=1/50

凡 例
—— WF1.6-2C撤去
—— WF1.6-3C撤去
—— # IV1.6×3(E19)撤去



改修後設備図 S=1/50

凡 例
—— EM-EEF1.6-2C新設
—— EM-EEF1.6-3C新設

件名	187号建物内部改修工事	図号	8/9
図名	電気・機械設備図	縮尺	図示
陸上自衛隊目連原駐屯地 九州補給処総務部管理課			R3.9.30



6.000

7.050

クーラーキャップ新設
冷媒用被服銅管2.77m (φ9.52・φ15.88)、化粧カバー2.17m撤去後再利用
VP20、EM-EEF1.6-3C撤去 化粧カバー撤去部タッチアップ

コア抜きφ75

冷媒用被服銅管2.77m (φ9.52・φ15.88)、化粧カバー2.17m再利用設置

冷媒用被服銅管 (φ9.52・φ15.88) 12.03m新設
ドレン管VP20 13.5m新設
電源線EM-EEF1.6-3C 19.34m、化粧カバー 12.03m新設

冷媒用被服銅管、電源線、化粧カバー新設

既設VP20 7.93m撤去
既設EM-CE3.5mm2-4C 7.66m撤去
EM-EEF1.6-3C新設

既設冷媒用被服銅管と接続

ドレン管新設

屋外北面立面図 S=1/50

既設室外機
ダイキン バックージェアコン RZP80BHT
三相 200V
冷媒用被服銅管 φ9.52・φ15.88 (SD-100)

既設室内機
ダイキン バックージェアコン FHP800DD
天吊り形 3馬力

屋外西面立面図 S=1/50

件名	187号建物内部改修工事	図面 番号	9/9
図名	屋外立面図	縮尺	図示
陸上自衛隊目連原駐屯地 九州補給処移務部管理課		R3.9.30	